

地域での支え愛 たすけ愛



みんなで進める福祉のまちづくり

千葉市社会福祉協議会の活動に対し、地域の皆様にご理解・ご賛同いただき、地域福祉活動への関わりの第一歩としてご協力(会費の納入)をお願いします。

皆さまからお寄せいただいた会費は、誰もが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」のための大切な財源として活用させていただきます。

社協の“サポーター”募集中

サポーター：会費の納入をとおして地域福祉活動を資金面から支えていただく皆さまです。

〈会員の種別と会費〉

住民会員(世帯または個人)	年額一口	200円
賛助会員(法人・団体・個人等)	年額一口	3,000円
	年額一口	10,000円

〈会員加入方法〉

- 地区部会を通じて加入
 - 銀行振り込み
 - 各区事務所窓口で加入
- ※詳しくは裏面の連絡先までお問い合わせください。

社会福祉協議会とは…

社会福祉法に基づき、地域福祉を推進する専門機関として、公共性と自主性をもって組織された民間の福祉団体です。通称「社協」(しゃきょう)と呼ばれ、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置されています。



社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

会費の使いみちについて

皆さまからお寄せいただきました会費の

70%は地域で

30%は市全域で

使われています。

地域

皆さまがお住まいの地域の地区部会※活動に活用されます

〈地区部会の主な活動〉

活動内容は地区部会によって異なります。



ふれあい・いきいきサロン

地域の高齢者が集まる交流の場です。



ふれあい・子育てサロン

子育て中の親子が集まる交流の場です。



ふれあい・散歩クラブ

高齢者の閉じこもりの防止や健康保持、仲間づくりを図る場です。



見守り活動

ひとり暮らし高齢者等に対して、日常的な見守りや声かけによる安否確認等を行います。



支えあい活動

生活行動の一部(ゴミ出し等)が困難な方等に対して支援を行います。



ふれあい食事サービス

会食または配食により、高齢者の心身の健康保持及び社会参加の促進を図る場です。

市全域

市全域を対象とする市社協の事業に活用されます

〈市全域の主な事業〉

- 上記ふれあい事業への助成
- 市社協のPRや会員募集の広報活動
- 福祉教育支援事業 など



※地区部会とは…

本会の趣旨に賛同し、同じ地域で暮らす住民のつながりを活かしながら暮らしの中にある福祉課題の発見・共有・予防・解決に取り組むため、住民主体で組織された団体です。(市内67地区部会)

＜個人情報取り扱いについて＞

取得した個人情報は、本会の個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき取り扱い、会員募集事業目的以外には使用いたしません。

◆会費についてのお問い合わせは、お近くの社協事務所までお願いします◆

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ

社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 地域福祉推進班 TEL 043-209-8869

(中央区事務所) 中央区中央4-5-1
(花見川区事務所) 花見川区瑞穂1-1
(稲毛区事務所) 稲毛区穴川4-12-4
(若葉区事務所) 若葉区貝塚2-19-1
(緑区事務所) 緑区鎌取町226-1
(美浜区事務所) 美浜区真砂5-15-2

Qiballきぼーる15階
花見川保健福祉センター3階
稲毛保健福祉センター3階
若葉保健福祉センター3階
緑保健福祉センター2階
美浜保健福祉センター2階

TEL 043-221-2177
TEL 043-275-6438
TEL 043-284-6160
TEL 043-233-8181
TEL 043-292-8185
TEL 043-278-3252



社協会員のご案内
(千葉市社会福祉協議会ホームページ)